

事務連絡
令和2年5月29日

都道府県
各 指定都市 保育担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省労働基準局監督課
厚生労働省子ども家庭局保育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金
及び年次有給休暇等の取扱いについて

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」という。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づき、保育所等における保育の提供の縮小等を行っていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対応で、保育の提供の縮小等を実施した際における保育士等の職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いを別紙のとおりお示しするので、管下の保育所等に対して周知・指導をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4839）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（年次有給休暇について）

厚生労働省労働基準局監督課

TEL : 03-5253-1111 (内線5424)

FAX : 03-3502-6485

(年次有給休暇等、労働基準法に関するご相談は所轄の労働基準監督署へ)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

(施設型給付費等の取扱いについて)

内閣府子ども・子育て本部給付担当

TEL : 03-5253-2111 (内線 38343・38346)

FAX : 03-3581-2521

保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての保育士等の賃金及び年次有給休暇等の取扱い

1 新型コロナウイルス感染症対応で、保育所等における保育の提供の縮小等の実施にあたり、保育士等の職員の体制もそれに応じて縮小することが考えられる。体制の縮小に当たって、職員を休ませる場合には、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守するとともに、以下の点を踏まえ、適切にご対応いただきたい。

（1）職員の体制の縮小等に当たって、やむを得ず職員を休業させる場合には、休業させたことに対する手当を支払うよう就業規則に定めるなど、労働者が安心して休むことができる体制を整えていただきたいこと

（2）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づき施設型給付費等が支給されている特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所については、施設型給付費等が通常どおり支給されていることを踏まえ、職員の体制の縮小に当たっては、休ませた職員についても通常の賃金を支給するなど、「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（令和 2 年 4 月 28 日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）」で示されているとおり、人件費の支出について適切に対応いただきたいこと。

※ 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（令和 2 年 4 月 28 日内閣府子ども子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）連名事務連絡）（抄）

問 公定価格について臨時休園等の場合についても通常通り支給することとされていますが、職員の賃金の支払いについてどのように対応すべきですか。

答 公定価格においては、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休園等を行っている場合においても、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしています。人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。

- (3) 年次有給休暇は、原則として、労働者の請求する時季に与えなければならぬものであり、使用者が一方的に取得させることはできないものであること（労働基準法第 39 条第 5 項参照）に留意すること。

※ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）（抄）

（年次有給休暇）

第 39 条 1～4 略

5 使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

6～10 略

- 2 都道府県や政令市・中核市においては、管内市町村や保育所等に本件を周知していただくとともに、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙 1 児童福祉行政指導監査事項の 2（1）第 2 の（1）において、指導監査の際に確認する項目として労働基準法等関係法規の遵守が挙げられていることにも鑑み、保育所等の指導監査の際にご留意いただくようお願いしたい。

※「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙 1 児童福祉行政指導監査事項（抄）

第 2 社会福祉施設運営の適正実施の確保

2 必要な職員の確保と職員処遇の充実

（1）労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか

ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。

イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。